

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	一名 100,000 二名以降 60,000 計二名 (年額)	平成30年4月20日	当法人は、監査役の監査方法等の 調査研究等を行っており、刊行物の購 読、セミナーへの参加等を通じて、監 査の実効性の向上を図るため。	公社	国認定
公益社団法人 消費者関連専門家会議	3011105005401	年会費	120,000	120,000 (年額)	平成30年5月11日	当法人は、消費者問題に関する事 業等を行っており、セミナー・研修への 参加等を通じて、造幣局製品の販売 業務における消費者対応能力の向上 を図るため。	公社	国認定
公益社団法人 日本医師会	5010005004635	日本医師会会費 本局(1~3期分) さいたま支局 広島支局	182,000	本局 一名 42,000 (1期あたり) さいたま支局及び 広島支局 一名 28,000 (年額)	平成30年4月20日 平成30年7月13日 平成30年8月10日 平成30年9月21日 平成30年12月14日	認定産業医として認定されるには、 日本医師会に登録指定されることが 必要であるため。	公社	国認定
公益社団法人 精密工学会	9010005016288	年会費	150,000	一口 150,000 (年額)	平成30年11月16日	当法人は、精密工学に関する調査 研究等を行っており、貨幣製造技術等 の研究開発業務において、会誌の購 読、講習会への参加等を通じて得ら れる最新の学術、技術情報は、当該 業務の遂行に必要不可欠なもので あるため。	公社	国認定
一般社団法人 大阪府医師会	4120005003313	大阪府医師会会費 (1~3期分)	120,000	会費 一名 40,000 (1期あたり)	平成30年4月20日 平成30年8月10日 平成30年12月14日	認定産業医として認定されるには、 大阪府医師会に登録指定されることが 必要であるため。		
一般社団法人 日本塑性加工学会	8010405010619	賛助会員会費	100,000	100,000 (年額)	平成30年4月20日	当法人は、塑性加工に関する研究 発表等を行っており、研究開発業務に おいて、講演会への参加等を通じて 得られる最新の学術、技術情報は、 当該業務の遂行に必要不可欠なもの であるため。		

公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	研修会参加料	235,100	—	平成30年4月13日 平成30年5月11日 平成30年5月18日 平成30年6月15日 平成30年7月13日 平成30年8月10日 平成30年9月21日 平成30年10月12日 平成30年10月19日 平成30年11月16日 平成30年12月14日 平成31年1月18日 平成31年2月15日 平成31年3月15日	—	公社	国認定
公益財団法人 日本生産性本部	4011005003009	研修会参加料	108,000	—	平成30年8月24日	—	公財	国認定
公益財団法人 二十一世紀職業財団	7010005003890	受講料	117,720	—	平成30年5月11日 平成30年5月18日 平成30年11月22日	—	公財	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	受講料・受験料	803,240	—	平成30年5月18日 平成30年6月29日 平成30年9月7日 平成30年11月9日 平成30年11月16日 平成30年11月21日 平成30年11月27日 平成30年11月30日	—	公社	国認定

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成30年度における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。